

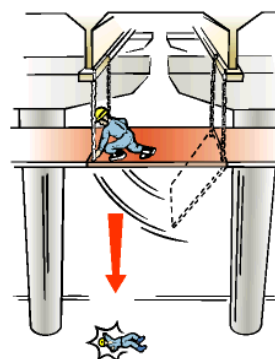
高速道路高架橋吊り足場上で足場パネルを解体中、地上に墜落

この災害は、高速道路高架橋に吸音筒を設置する工事で使用した作業用足場の解体作業中に発生したものである。

災害発生当日、朝 8 時 40 分頃、1 次下請の現場係員からその日の作業内容、作業手順、作業班体制の説明があり、被災者の所属する 2 次下請の作業員は、3 つの班に分かれて前日に引き続きパネル式のつり足場の解体作業を開始した。

被災者の所属する第 3 班は、前日までに北側第 1 列目のパネルの解体作業を終了していたので、当日は、朝 9 時頃から第 2 列目のパネルの解体に取りかかった。

午前 11 時 55 分頃、被災者は、二つのパネルの連結用ジョイントを引き抜こうとしたが抜けなかったため、一つのパネルの北側にあるつりチェーンを他のパネルに一度かけ替えて、次いで前のパネルを元に戻そうとしていたところ、チェーンをかけ替えたパネルの北側の部分に被災者の体重がかかっていたため、このパネルが片吊りの状態になり、被災者はその隙間から地上約 10m の路上に墜落し約 1 時間後に死亡した。



この災害の原因としては、次のことが考えられる。

1 パネルの固定がなされていなかったこと

被災者が乗ったパネルを含む中央部の 4 枚のパネルは、もともと資材搬入のために設けた開口部であったので、ただ単にパネルをはめ、その部分には連結ジョイントはなくパネル落下防止のためにつりチェーンで 2 点づりとした状態であった。

このため、被災者が、北側につりチェーンをかけ替えた時には、既にパネルは片づり状態になっていて、被災者の体重で当然に傾き、その隙間から墜落したものである。

2 作業指示等が不明確であったこと

被災者は、このパネル足場に連結ジョイントが無く、パネルが片づりや落下する危険があることを知らされていなかった。

また、作業方法を指示する者、作業を指揮する者もパネルのこのような状況を知らず、作業開始前のミーティングでも関係労働者に明確な指示ができなかった。

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

1 指示を明確に行なうこと

作業開始前のミーティング等においては、当日の作業内容のみでなく、関連した危険についても的確な指示を行なう。

そのためには、工事責任者は、必要な図面、安全管理計画書等を示すことも重要である。

2 作業マニュアルの策定

養生パネルの解体の方法、作業の手順等については、作業マニュアルを策定し、それによって作業を行なうよう徹底することが重要である。

また、作業の状況を随時チェックするとともに、作業の責任者は直接現場において指揮し、特に、墜落の危険がある場所等では安全帯の使用状況等を監視することが必要である。